

履歴事項全部証明書

和歌山市湊1720番地
株式会社河鶴
会社法人等番号 1700-01-000721

商号	株式会社河鶴	
本店	和歌山市湊1720番地	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和50年4月3日	
目的	1. 漬物製造、販売業並びに不動産貸付業 2. 飲食店業 3. 肥料販売 4. 野菜販売 5. 上記各号に附帯する一切の業務 平成23年 3月30日変更 平成23年 3月30日登記	
発行可能株式総数	8万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万2000株	平成19年12月 3日変更
	各種の株式の数 普通株式 2万株 A種種類株式 2000株	平成19年12月11日登記
資本金の額	金1200万円	平成19年12月 3日変更
		平成19年12月11日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容	普通株式 7万8000株 A種種類株式 2000株 A種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）は、株主総会 において議決権を行使することができない。 平成19年11月26日変更 平成19年12月11日登記	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の普通株式の譲渡又は取得については、普通株主又はその取得者は、取 締役会の承認を受けなければならない。当会社のA種種類株式の譲渡又は取得 については、A種種類株主又はその取得者は、取締役会の承認を受けなければ ならない。 平成19年11月26日変更 平成19年12月11日登記	

和歌山市湊1720番地

株式会社河鶴

会社法人等番号 1700-01-000721

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>河島悦子</u>	平成23年 3月31日重任
		平成23年 7月12日登記
		平成25年 3月31日退任
		平成25年 8月 9日登記
	<u>取締役</u> <u>河島伸浩</u>	平成23年 3月31日重任
		平成23年 7月12日登記
		平成25年 3月31日退任
		平成25年 8月 9日登記
	<u>取締役</u> <u>中島修二</u>	平成23年 7月 5日就任
		平成23年 9月 2日登記
		平成25年 3月31日退任
		平成25年 8月 9日登記
	<u>取締役</u> <u>安斎裕蔵</u>	平成23年 7月 5日就任
		平成23年 9月 2日登記
		平成25年 3月31日退任
		平成25年 8月 9日登記
	<u>取締役</u> <u>河島伸浩</u>	平成25年 8月 1日就任
		平成25年 8月 9日登記
	<u>取締役</u> <u>安斎裕蔵</u>	平成25年 8月 1日就任
		平成25年 8月 9日登記
	<u>取締役</u> <u>河島悦子</u>	平成25年 8月 1日就任
		平成25年 8月 9日登記
	<u>取締役</u> <u>中島修二</u>	平成25年 8月 1日就任
		平成25年 8月 9日登記
		平成25年10月21日辞任
		平成25年11月28日登記

和歌山市湊1720番地
 株式会社河鶴
 会社法人等番号 1700-01-000721

	取締役 阿美真哉	平成26年 1月 1日就任 ----- 平成26年 1月24日登記
	取締役 柳澤孝一	平成26年 1月 1日就任 ----- 平成26年 1月24日登記
	<u>和歌山市湊1720番地</u> 代表取締役 <u>河島伸浩</u>	平成23年 3月31日重任 ----- 平成23年 7月12日登記 ----- 平成25年 3月31日退任 ----- 平成25年 8月 9日登記
	和歌山市湊1720番地 代表取締役 河島伸浩	平成25年 8月 1日就任 ----- 平成25年 8月 9日登記
	福島市南矢野目字高田東22番地の3 代表取締役 安斎裕藏	平成25年 8月 1日就任 ----- 平成25年 8月 9日登記
	<u>監査役</u> <u>河島義治</u>	平成21年 2月27日重任 ----- 平成21年 3月 9日登記 ----- 平成25年 3月31日退任 ----- 平成25年 8月 9日登記
	監査役 河島裕子	平成23年 7月 5日就任 ----- 平成23年 9月 2日登記
	監査役 河島義治	平成25年 8月 1日就任 ----- 平成25年 8月 9日登記
	取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
	監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記

和歌山市湊1720番地
株式会社河鶴
会社法人等番号 1700-01-000721

登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年 1月31日移記
------------	--

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(和歌山地方法務局管轄)

平成27年 5月 7日

京都地方法務局
登記官

永尾純子

